

和歌山県立医科大学大学院委員会規程

制 定 昭 和 3 5 年 3 月 2 1 日 和 医 大 規 程 第 9 号
最 終 改 正 平 成 2 5 年 7 月 3 0 日 和 医 大 規 程 第 33 号

第 1 条 和歌山県立医科大学大学院医学研究科の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 医学研究科長
- (2) 先端医学研究所長
- (3) 医学部教務学生委員会委員長
- (4) 附属病院長
- (5) 医学部図書委員会委員長
- (6) 教育研究開発センター長
- (7) 医学研究科博士課程の各専攻の教授 2 名

2 前項第 7 号の委員は、各専攻ごとに医学研究科委員（教授）の互選によって決定し、その任期は 2 年とする。

第 3 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院に関する諸規定の制定改廃に関すること。
- (2) 大学院の企画、管理運営に関すること。
- (3) 学位の認証及び授与に関すること。
- (4) 医学研究科長の諮問に関すること。
- (5) その他大学院の事務管理についての重要事項に関すること。

第 4 条 医学研究科長は、会議を招集して、その議長となる。

2 医学研究科長に事故あるときは、あらかじめ医学研究科長が指定した委員が議長の代理となる。

第 5 条 医学研究科長は、必要あるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。

附 則

この規程は、昭和 35 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 8 月 18 日 和 医 大 規 程 第 10 号）

この規程は、昭和 46 年 8 月 18 日から施行し、昭和 46 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 5 月 11 日 和 医 大 規 程 第 31 号）

この規程は、平成 11 年 5 月 11 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 30 日から施行し、和歌山県立医科大学大学院医学研究科整備検討委員会規程（平成 11 年 12 月 21 日 和 医 大 規 程 第 68 号）は、廃止する。